

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
（特定建築物の定期報告） 第18条 （省略） 2 （省略） <u>（新設）</u>	（特定建築物の定期報告） 第18条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号） <u>第2の規定に基づき付加する法第12条第1項に規定する調査（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1（一）の項から（五）の項までの（い）欄に掲げる検査項目に応じ、これらの項の（ろ）欄に掲げる検査事項について、これらの項の（は）欄に掲げる検査方法により実施し、その結果がこれらの項の（に）欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定するものとする。</u>	各階の主要な常閉防火扉の 法第12条第3項に規定する検査を要しないこととする ための改正